

平成25年度第5回庁議 会議録

[日 時] 平成25年8月26日(月) 9時～9時50分

[場 所] 本庁応接会議室

[出席者] 市長、副市長、教育長及び各部局長

[会次第]

1 市長あいさつ

2 市議会定例会提出議案について (関係部局)
会派説明報告 (企画部 建設部)

1 市長あいさつ

おはようございます。

まちづくり校区集会も、8月9日の新居浜校区で終わりましたが、その中で出ました課題や質問につきましても、各部局において、きちんと整理して、今後の対応をお願いします。

また、加藤登紀子さんを迎える「新居浜市・別子山村合併10周年記念イベント」や、一昨日、昨日の2日間開催の「笑顔甲子園」も、無事成功裏に終わりました。それぞれのイベントのお手伝いをいただいた職員のみなさんご苦労様でした。合併10周年記念イベントは、来年2月にもゆらぎの森で開催されますので、ご協力をお願いします。

さて、9月3日に9月議会が開会予定です。9月議会に向けて、各部局、予想される項目については事前に準備をするなど、遺漏のない対応をお願いします。

2 議 事

市議会定例会提出議案について

市長	<p>それでは、議事に入る。市議会定例会提出議案について、企画部、建設部から会派説明の報告をお願いします。</p>
企画部長	<p>企画部からは、平成25年度9月補正予算と総合文化施設の現在の2項目について会派説明を行った。</p> <p>まず、国体施設整備事業で、市営野球場スコアボードについて1,000万くらいのお金でBSO対応への改修と塗装しかしないのであれば、電光表示板に名前がでるとか直す予定はないのか。野球をする人口は多い中、総合運動公園の中で考えていただけるとは思いますが、いつになればきちっとした野球場ができるのか。いずれにしても特別委員会で運動公園やりますと明言したのだから、場所を早く決めてほしい。合併特例債について補助メニューがあり、駅前も拡大解釈で利用したと思うが、その当時から比べた場合、あまりにも拡大解釈しすぎでないのか。国体施設についても、なぜ合併特例債が利用できるのかななどの質問が出された。</p> <p>次に、小学校施設環境整備事業における運動場の水はけ工事について、今後も、継続してやっていくのかという質問が出された。</p> <p>次に、有害鳥獣駆除費について、駆除も必要だが、地域の方から、柵を設置するのに市から補助金を出していただくと、より一層効果があるとの意見がけっこうあるので、予算の配分、比率を変えることはできないのか。また、これは順次、継続してやってくれるのかという質問が出された。ワイヤーメッシュ柵については、個人の要望に対して対応するのか。高齢化で猟友会に新しい人がいないことに対する対策はあるのかという質問が出された。</p> <p>次に、産学官連携推進費について、見通しが立っているから、このような形でいくのか。それとも、これから研究開発となるのか。50万円ということだが、来年度も継続して進めていくのかという質問が出された。</p> <p>次に、太陽光発電推進事業で、過去は太陽光発電をつけているということを示すためにつけたのだろうが、今は個人でも企業でも売電して儲けようという時代である。飾りをつけるのでは、今の時代にあわないとの意見が出された。</p> <p>次に、総合文化施設の現在の取組については、オープニング企画としては、子どもたちが参加しやすく、集客が見込まれるものが良いと思う。新居浜出身の近藤勝也さんの展覧会は入れるべきだと思うが。固い美術館ではなくて特色のある美術館を目指してほしいとの意見が出されました。</p> <p>次に、郷土美術館の今後のあり方をどう考えているのか。新しい美術館ができて郷土美術館で展示をしていくことなのか。新しいものを創ったら、スクラップすることも必要だと思うとの質問が出された。</p>

建設部長	<p>次に、イノギュラル展という言葉は非常にわかりにくい。市民誰もが理解できるものにすべき。また、新居浜にゆかりのある方をオープンに持ってこないといけないとの意見が出された。</p> <p>次に、様々な展覧会を企画するにはしっかりした学芸員が必要である。学芸員の確保はどうなっているのかとの質問が出された。</p> <p>また、事業計画など市のHPで情報を発信してほしいとの意見も出された。</p> <p>建設部からは、地籍調査の今後の実施地区について、駅周辺整備事業についての2件の会派説明を行った。</p> <p>まず、地籍調査の今後の実施地区については、旧角野町実施地区はどう考えているのか。実施するのか。地籍調査費の負担の割合は。これから、順次途切れずやっていくのか。なぜ、新居浜市は進捗が遅れているのか。もっと早く進める気持ちはないのかなどの質疑要望があり、地籍調査の積極的な取組を望む意見が多数であった。</p> <p>次に、駅周辺整備事業については、区画整理事業を行う前に比べて、完成後、維持管理費がどの程度増えるのか。駅南駐車場を整備するという事は、鉄道の高架化を断念し、駅南の区画整理事業も断念したのか。駅南駐車場の整備で、駐車場は充足するのか。32街区は民間施設誘致の目的を早くつけてほしい。一度始めた駐車場の有料化は途中で挫折し、料金ゲートを撤去し、無料化に戻るといふことの無いようにしてほしいという質疑要望があった。</p> <p>会派説明の概要については、以上です。</p>
市長	<p>市営球場、スコアボードの改修という意見もあったのか。</p>
企画部長	<p>以前、全面改修するという要望もあったが、今回の説明の中で、自民クラブからも、総合運動公園の早期着手による対応を望まれている。</p>
市長	<p>今回は、国体に向けて、必要最小限の範囲で対応することとする。</p> <p>総合運動公園については、スポーツ振興計画の結果を踏まえて実施する。</p> <p>郷土美術館のあり方は、どこかで検討しているのか。</p>
企画部長	<p>これは、企画部の方で、教育委員会、消防本部も含めてプロジェクトチームを立上げまして、今年度中に結論を出したいと考えている。</p>
市長	<p>総合文化施設の中で、イノギュラルという言葉は、非常に分かりにくい。</p>

企画部長	<p>イノギュラルとは、総合文化施設のお披露目展のような感じのもので、美術館事業を策定した中で提案された名前をそのまま使っているが、もう少し市民向けの言葉を考えてみたいと思う。</p>
市長	<p>地籍調査（角野町）はどう考えているか。</p>
建設部長	<p>補助事業には今ならない。いずれにしても将来的にはやらなきゃいけない。</p>
市長	<p>いつごろ補助になってくるか。</p>
建設部長	<p>今要望している。やった成果自体もかなり古いもので、測量の技術自体も全然違っている。そういったこともあるので、早く古いものを補助事業に乗せたい。その状況を見ながら、検討していく。</p>
市長	<p>それでは、議案に沿って、企画部、建設部と順番に説明をお願いします。</p>
企画部長	<p>企画部からは、報告第19号から報告第23号、認定第2号及び議案第56号から第58号までの予算議案について説明する。</p> <p>まず、報告第19号、平成24年度新居浜市継続費精算報告については、一般会計において、継続費を設定して事業を進めていた「総合文化施設建設事業にかかる設計委託」、「温暖化対策地域計画策定業務」及び「企業誘致整備対策事業」について、事業が完了したことから、所定の継続費の精算報告をするものである。</p> <p>次に、報告第20号、平成24年度新居浜市継続費精算報告については、公共下水道事業特別会計において、継続費を設定して事業を進めていた「終末処理場改築事業(水処理設備、雨水沈砂池設備)」について、事業が完了したことから、所定の継続費の精算報告をするものである。</p> <p>次に、報告第21号、平成24年度新居浜市継続費精算報告については、工業用地造成事業特別会計において、継続費を設定して事業を進めていた「工業用地造成事業（東予港地区）」について、事業が完了したことから、所定の継続費の精算報告をするものである。</p> <p>次に、報告第22号、健全化判断比率の報告については、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第3条第1項の規定により、実質赤字比率等4項目の、平成24年度決算に基づく健全化判断比率について、監査委員の意見を付け、議会に報告するものである。</p> <p>次に、報告第23号、資金不足比率の報告については、「地方公共団体の財政</p>

の健全化に関する法律」第22条第1項の規定により、水道事業等6つの公営企業会計等の、平成24年度決算に基づく資金不足比率について、監査委員の意見を付け、議会に報告するものである。

次に、認定第2号、決算の認定については、平成24年度新居浜市一般会計歳入歳出決算及び平成24年度新居浜市貯木場事業特別会計歳入歳出決算ほか8特別会計の歳入歳出決算について、監査委員の意見を付け、議会の認定に付するものである。(決算の概要については、7月1日開催の第4回庁議説明済のため省略)

次に、議案第56号から議案第58号までの予算議案について説明する。

<平成25年度9月補正予算案の概要に沿って説明>

まず、一般会計については、今回の補正予算は、夜間照明施設整備事業等の公共事業をはじめ、国体施設整備事業の単独事業のほか、ものづくり産業振興推進費等の施策費及び経常経費について予算措置するものである。

補正予算の規模は、8億6,606万5千円の追加で、補正後の予算総額は、477億5,379万円とするものである。これを前年度同期比で、7,655万8千円、0.2%の増となっている。

特別会計については、国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計の2会計の補正となっている。

次に、一般会計補正予算の主な事業について説明する。

まず、公共事業では、「夜間照明施設整備事業市営住宅改善事業」は、新居浜小学校をはじめ、9小学校及び角野中学校の防球ネットを更新するものである。

次に、単独事業では、「太陽光発電推進事業」は、庁舎への太陽光発電システム、蓄電池及びLED電光表示器を設置するものである。

次に、「一般下水路整備事業」、「市単独土地改良事業」「農道維持管理事業」、道路整備事業」については、市民生活に密着した道路・水路等の整備事業費を追加するもので、総額2億8,200万円を追加するものである。

次に、「小学校施設環境整備事業」については、大生院小学校の運動場排水整備工事を行うものである。

次に、「国体施設整備事業」については、市営野球場及び市営サッカー場の愛媛国体開催予定会場に係る施設改修工事等を実施するものである。

次に、施策費では、「走る広告塔事業費」は、全国各地を走行する長距離トラックや高速バスなどの車体を広告スペースとして活用し、新居浜の魅力を広く情報発信する事業で、「子ども医療助成費」については、平成26年4月診療分から、新たに、小学校終了前までの子どもの歯科外来にかかる医療費助成を開始するため、必要となるシステム改修等を行うものである。

次に、「災害対策推進費」については、緊急地震速報対応マニュアルの作成及び避難所・標高表示板の設置を行うものである。

次に、「産学官連携推進費」については、住友共同電力(株)、住友金属鉱山(株)、愛媛大学及び新居浜市による研究会を設置し、次世代コンクリートの研究開発を行うための研究会負担金を予算措置するものである。

次に、「ものづくり産業振興推進費」については、今後の産業振興施策展開のための基本的指針作成のため、地域経済の循環構造について、分析・評価を行うものである。

経常経費「消防団活動費」については、消防団員安全装備品整備等助成事業助成金などの交付が決定したことから、備品購入費等を追加するものである。

これらを賄います財源は、国庫支出金、県支出金、市債などの特定財源のほか、地方特例交付金、地方交付税などを一般財源として充当するものです。

債務負担行為については、駅周辺整備事業において、平成26年度人の広場に設置するモニュメントの製作設置に向けて、今年度作品を公募することから、期間を平成25年度から平成26年度、限度額を1,550万円とする債務負担行為を設定するものである。

次に、特別会計については、まず、国民健康保険事業特別会計では、平成24年度決算に伴う繰越金7,819万円を基金積立金に充当し、補正後の予算総額を146億3,568万1千円とするものである。

次に、介護保険事業特別会計では、平成24年度決算に伴う繰越金、1億2,272万9千円を、平成24年度事業の精算に伴う償還金及び基金積立金に充当し、補正後の予算総額を129億7,931万5千円とするものである。

建設部長

建設部からは、報告第24号及び追加提出の報告1件について説明する。

まず、報告第24号「専決処分報告」については、「市営住宅家賃滞納者に対する市営住宅明渡等請求の訴えの提起」で、本件は、1年以上の長期家賃滞納者36人に対し、平成25年5月31日、「市営住宅の使用許可取消条件付滞納家賃請求書」により、同年7月1日までに滞納家賃を完納するよう最終催告を行い、請求に従い滞納家賃の全額を支払った者4人、分割納付の誓約等を行い履行している者27人の合わせて31人を除く5人について、平成25年8月14日、松山地方裁判所西条支部へ訴訟提起を行ったものである。

訴訟の内容は、入居者5人及び連帯保証人8人に対し、市営住宅の明渡しと滞納家賃等の支払を求めたものである。

今回提訴した5人の滞納状況については、滞納月数は1年5か月から5年8か月までで、5人の滞納金額は、合計すると家賃353万123円と督促手数料16,500円で、合計請求金額は354万6,623円となっている。

<p>水道局</p>	<p>次に、追加提出の「専決処分の報告」については、「損害賠償の額の決定」で、平成25年8月1日、高田二丁目の市道「田の上西筋線」において、南進中の普通自動車は道路側溝のグレーチング上を走行した際、当該グレーチングが跳ね上がり、車両を損傷した事故に係る損害賠償の額を「9万9,435円」と決定し、平成25年8月13日、専決処分をしたので報告するものである。</p> <p>水道局からは、認定第1号について説明する。</p> <p>平成24年度新居浜市水道事業会計決算及び平成24年度工業用水道事業会計決算については、監査委員の意見を付けて、議会の認定に付すものである。(決算の概要については、7月1日開催の第4回庁議説明済のため省略)</p> <p>続いて、追加提出予定の「専決処分の報告」については、「損害賠償額の決定について」で、市道泉川小学校南北線(上泉町11番33号地先)の三叉路を南進後、右折するため、一時停止後、交差点に侵入したところ、東から西に直進してきた相手方原付と接触し、相手方が横転、転倒し怪我をした事故に係る和解と損害賠償額の決定について報告するものである。</p> <p>相手方とは既に示談が成立したが、最終的な損害賠償額については現在協議中であり、確定次第専決処分を行い、報告するものである。</p> <p>なお、7月31日付け事務連絡文書で、交通ルールの順守及び安全運転の励行について、水道局職員に通知し、徹底を図っている。</p>
<p>総務部長</p>	<p>総務部からは、議案第51号及び議案第54号並びに追加提出予定の「市長の給料の特例に関する条例」及び人事議案について説明する。</p> <p>まず、議案第51号、「工事請負契約」については、現在、市消防本部が運用しております消防救急無線通信システムのアナログによる周波数の使用期限が、平成28年5月31日までとされていることから、デジタル通信方式へ移行するため、関係設備の製造、設置等のほか、既設アナログ設備の撤去を行うもので、去る7月26日の一般競争入札の結果、6億2,475万円で「株式会社きんでん四国支社」と工事請負契約を締結しようとするものである。</p> <p>工事の概要については、消防本部庁舎に消防本部設備を設置し、別子山、黒島海浜公園等に設置する基地局又は中継局を介して、移動局である消防車両等と通信を行うことができるよう無線システムを構築するものである。</p> <p>次に、議案第54号、「延滞金の割合の見直し等に伴う関係条例の整理に関する条例」の制定については、国の平成25年度税制改正による「地方税法」の一部が改正され、地方税に係る延滞金の割合の特例の見直しが行われたことに伴い、本市の税外収入金のうち、地方税の延滞金の割合と同様に取り扱っている国民健康保険料等について見直しを行おうとするものである。</p>

<p>教育委員会 事務局長</p>	<p>改正内容は、本則に規定している「年14.6パーセントの割合」等とあるのを「特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合」等に、また「年7.3パーセントの割合」等とあるのを「特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合」とするよう改めるもので、今回の改正により、現在の低金利の状況に合った延滞金の割合とするものである。なお、この条例は、平成26年1月1日から施行したいと考えている。</p> <p>次に、追加提出予定の条例議案「新居浜市長の給料の特例に関する条例の制定」については、(株)マイントピア別子従業員による売上金の着服事件を重く受け止め、行政責任を明確にし、市長の減給処分を行うもので、平成25年10月の1か月間、現給料月額の100分の10に相当する額を減額するものである。</p> <p>次に、追加提出予定の人事議案については、新居浜港務局委員会の委員、金山貴博氏の辞任に伴い、新たに委員の任命を必要とするため議会の同意を求めらるものである。</p> <p>教育委員会からは、議案第52号及び追加提出予定の専決処分の報告2件について説明する。</p> <p>まず、議案第52号、「新居浜市奨学資金貸付基金条例等の一部を改正する条例の制定」については、地方税法の一部が改正され、地方税に係る延滞金の割合等が改められたことに伴い、奨学資金等の延滞金の規定について見直しを行うため、条例の一部を改正しようとするものである。</p> <p>改正の内容については、奨学資金等の貸付金は私法上の債権であり、「延滞金」ではなく「遅延損害金」等であること、また、市が私人と同じ立場に立って行う私法上の契約については、条例の根拠を必要としないことから、それぞれの条例中から「延滞金」に関する規定を削除しようとするものである。</p> <p>その他の改正については、それぞれの条例について、所要の条文整備を行うものである。</p> <p>なお、この条例は、平成25年10月1日から施行したいと考えている。</p> <p>次に、追加提出予定の「専決処分の報告」については、まず、1件目は、王子幼稚園保育料滞納者に対する未納保育料請求の訴えの提起で、これまで、王子幼稚園保育料滞納者に対し、督促等再三の納付指導を行ってきたが、その履行がないため、平成18年8月から平成19年3月までの8か月間の幼稚園保育料について、新居浜簡易裁判所に対し、地方自治法施行令第171条の2第3項の規定に基づき、訴えを提起するため、専決処分を行うものである。</p> <p>この訴訟の内容は、当該幼稚園児の保護者であり被告となるべき者2人に対し、未納の王子幼稚園保育料32,000円と、新居浜市督促手数料及び延滞</p>
-----------------------	--

<p>福祉部長</p>	<p>金条例に基づき算出した督促手数料及び延滞金相当額の支払いを求めるものである。</p> <p>次に、2件目の「専決処分の報告」については、「損害賠償額の決定について」で、平成25年7月19日午後8時30分頃、自動車が校内の通路側溝上を通過した際、敷設されていたグレーチングが跳ね上がり、車両を損傷した事故に係る損害賠償の額を決定し、8月23日に専決処分をしたので、報告するものである。</p> <p>損害賠償の額については、当事者との協議及び全国市長会の査定により、車両の修理に要する費用「3万324円」と決定したものである。</p> <p>なお、損害賠償の額については、全額、全国市長会学校災害賠償補償保険から支払われる予定となっている。</p> <p>今後においても、学校施設の安全性の徹底といった観点から、危険箇所の早期発見、早期対応に努め、学校施設で児童生徒に危険が及ぶことがないように努める。</p> <p>福祉部からは、議案第53号及び追加予定の専決処分の報告について説明する。</p> <p>まず、議案第53号「新居浜市子ども医療費助成条例の一部を改正する条例」の制定については、子どもの歯科に係る医療費の助成対象を小学校修了前までに拡大することにより、保健福祉の増進と医療費負担の軽減による子育て支援の拡充を図るため、条例の一部を改正するものである。</p> <p>改正の内容は、まず、第4条については、小学校修了前の児童が助成を受けることができる医療費に、歯科に係る医療費を追加しようとするものである。</p> <p>次に、第5条第2項については、小学校修了前の児童が新居浜市母子家庭医療費助成条例、又は新居浜市重度心身障害者医療費助成条例における助成対象者である場合には、子ども医療費の助成を行わないこととするものである。</p> <p>次に、第6条については、歯科に係る医療費の助成方法について、規定を整備するものである。</p> <p>なお、この条例は、平成26年4月1日から施行したいと考えている。</p> <p>次に、追加提出予定の専決処分の報告については、交通事故の「損害賠償の額の決定について」を予定している。</p> <p>環境部からは、議案第55号、「新居浜市し尿処理施設設置及び管理条例の一部を改正する条例」の制定について説明する。</p> <p>本議案は、地方税法の一部が改正され、地方税に係る延滞金の割合等が改められたことに伴い、延滞金に関する規定のほか、使用料の規定等について見直</p>
-------------	--

環境部長	<p>しを行うため、条例の一部を改正しようとするものである。</p> <p>改正の主な内容については、まず、第2条の2の規定は、昭和45年に、当時のし尿処理施設である浄化園の処理能力以上のし尿を一時的に貯留する施設を設置する必要があったことから、第2条の次に追加するもので、現在では、当該施設が存在しないこと、また、今後においても設置する予定がないことから、本条を削ろうとするものである。</p> <p>次に、第3条から第6条までの規定については、本条例に規定する「衛生センター」が「公共用財産」いわゆる「公の施設」であることを前提とした規定内容となっているが、し尿等の一般廃棄物の収集、運搬及び処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2の規定により、市町村の事務であること、また、住民が直接「衛生センター」を利用しているものではないことから、これらの規定を「公共用財産」から公の施設ではない「公用財産」を前提とする規定内容へと変更しようとするもので、「使用料」を「手数料」へ改める等、必要な条文整備を行うものである。</p> <p>次に、第7条の規定については、「督促及び滞納処分」に関する規定で、冒頭での説明のとおり、地方税法の一部改正に伴い、本条の延滞金に関する規定内容を見直した結果、督促及び延滞金については、「新居浜市督促手数料及び延滞金条例」の例によることなく、直接同条例の適用を受けること、また、し尿処理に係る手数料は、滞納処分できる債権ではないことから、本条を削ろうとするものである。</p> <p>なお、この条例は、平成25年10月1日から施行したいと考えている。</p>
市長	<p>歯科医療の影響額は。</p>
福祉部長	<p>医療費に関しては、1,600万円程度である。</p>
市長	<p>他に何かないか。</p>
副市長	<p>私の方から2件お願いする。</p> <p>まず、1点目、先日マイントピアの売上金の職員による着服事件があり、今回責任を負うということで、市長の減給等もからんでくる。これに伴って、昨年、新居浜市長の調査等の対象となる法人を定める条例を制定して、第3セクターであるとか、各種団体出資比率25%以上の団体については、市長の調査権が付与されている。これに伴って、各種団体に対して、市としてももう少し関与して、適正な執行ができているのか市としてのチェック機能を働かせていただきたい。</p>

	<p>もう1点は、今年の市長の公約の中で、3つの再生の中で、地域コミュニティの再生の中で、市民部の方で、職員の地域活動ボランティアへの募集を現在行っているが、現在参加者が非常に少ない状況である。</p> <p>これは、来年以降、地域の再生を行うために市職員としても、地域計画、地域福祉計画などに参画していただかないと、地域再生ができない。ということで、今年まず、地域の中に入っていただくための、ボランティアを募集したが、この参加が非常に少ないので、積極的な参加をお願いします。</p> <p>また、今年、市の互助会でも、地域の行事、会を持つときの費用的なものの一部を補助しようということで、市の互助会でも予算を組んでおりますので、各校区において取組をお願いします。まだ、30名程度のボランティアの登録で、これでは少なく、登録なしでもやっていただいている職員もいると思うが、そういった方も登録をしていただいて、地域の行事にどしどし参加をお願いします。</p>
市 長	<p>第3セクター、外郭団体で、昨年悠楽技、今年度マイントピアとあったが、チェックを十分に働かせていただきたい。また、ボランティアの方もお願いします。</p> <p>角野船木線は、いつ供用開始か。</p>
建設部長	<p>8月下旬である。部分供用のため、開通式は行わない。</p>
市 長	<p>他にないようでしたら、これで第6回庁議を終了する。</p>